

医師国保のしおり

ライフワークplus

第2号



水戸市／偕楽園



目次

① 茨城県医師国民健康保険組合について	2
② 資格の取得・喪失・変更等について	5
③ 保険料	9
④ 保険給付について	11
⑤ 保健事業について	13
⑥ 茨城県医師国民健康保険組合Q & A	15

茨城県医師国民健康保険組合

ご挨拶

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松崎 信夫



医師国保のしおり「ワークライフplus」第2号の発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。
組合員をはじめ被保険者の皆様には、日頃より組合運営に対しご支援・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、昨年7月に実施した第142回組合会において、私をはじめこれまでの理事・監事全員が再任されました。改めて、向こう2年間の任期に最善を尽くしてまいりたいと存じますので、皆様方の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、終息にはまだまだ時間を要しますが、ワクチン接種や治療薬の開発・普及が進み、これまでのような緊急事態宣言による社会経済活動を一時的に停止させる予防から、社会経済活動との両立を図りながら予防していく方向へと転換してきております。これまで新型コロナウイルスの感染拡大の中で、地域医療を支えてこられた組合員の皆様をはじめ、全ての医療従事者の皆様のご労苦に対しまして、改めて深く敬意と感謝の意を表します。

さて、私ども茨城県医師国保組合は、組合員の皆様のご理解・ご協力を得て、保険料の引上げ等により財務状況は改善傾向にあります。一方で、医師国保組合全体で見ますと、組合員（被保険者）が年々減少していることに加え、定率国庫補助金の削減・廃止や高額薬剤等による超高額医療費の発生など、組合の財政基盤を揺るがす大きな課題を抱えております。この問題を放置することは、医師国保組合の存続を危うくし、ひいては我が国が世界に誇る国民皆保険制度を維持できなくなる恐れがあります。

先日、水戸で開催された全国医師国民健康保険組合連合会（全医連）第60回全体協議会でも、この問題が議論され、医師国保の今後を見据え、国にしっかりとした対応を求めつつ、日本医師会をはじめとした関係団体と一体になって取り組んでいかなければならないことを改めて確認したところです。

今回の第2号では新たに、最近の医師国保にかかわる話題を掲載した「医師国保トピックス」を加え、被保険者の皆様から日々お問い合わせの多い項目を中心に内容を強化したQ&A、各説明にわかり易く図表を加えるなど、紙面の一層の充実に努めました。ぜひご一読いただき、ご活用いただければ幸いです。

1 茨城県医師国民健康保険組合について

1 茨城県医師国民健康保険組合

茨城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づいて、医療・福祉の事業または業務に従事する方々の国民健康保険を行うことを目的として、昭和33年4月に設立された公法人です。

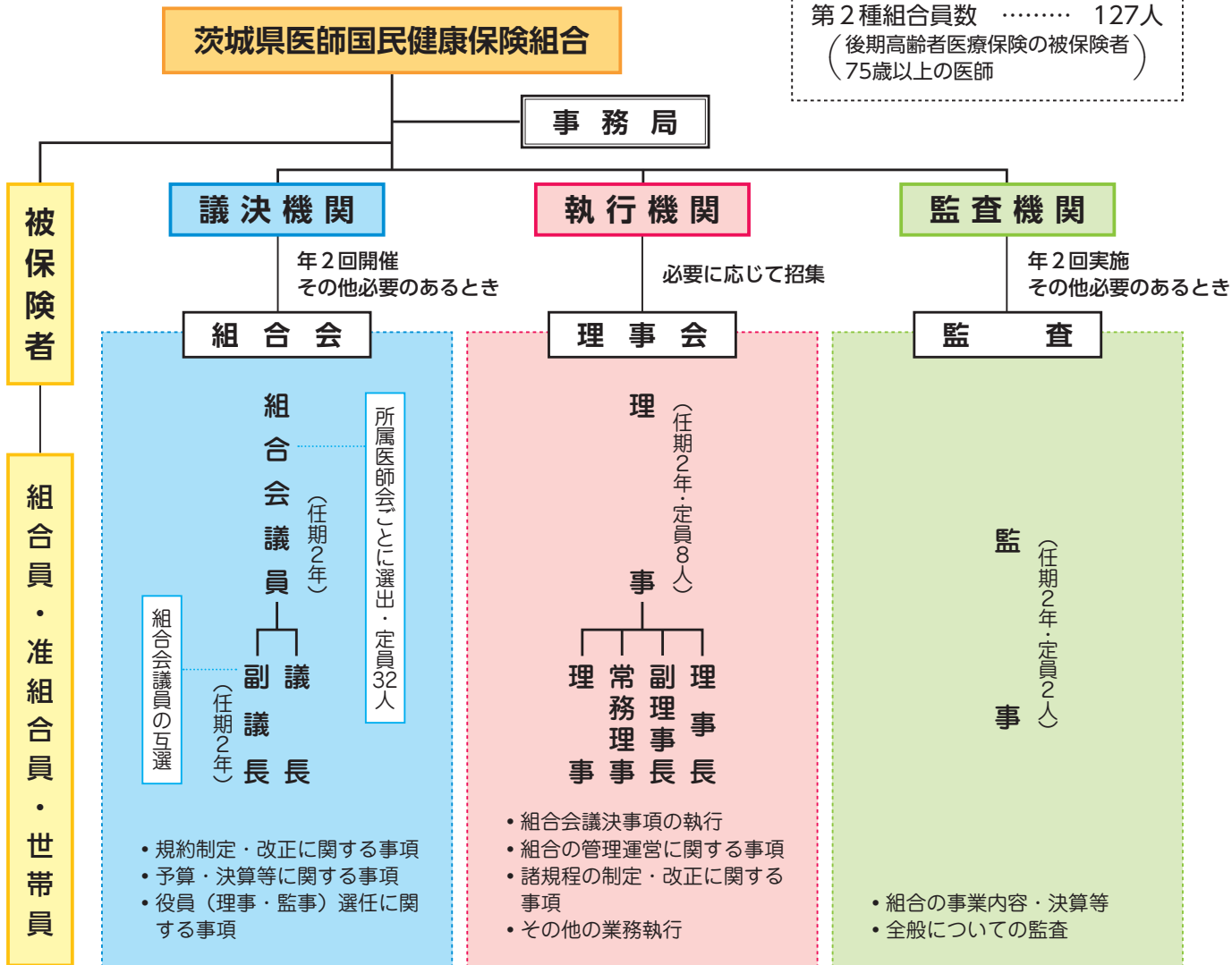
当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では医療を受ける側となる三様の立場を持つ特異な国保組合で、医療・福祉の事業に従事する組合員や准組合員およびその家族の医療保障と健康の保持増進を担っています。

2 茨城県医師国民健康保険組合の組織

茨城県医師国民健康保険組合は、茨城県医師会の会員である組合員（医師）、組合員が開設者または管理者である医療機関や福祉施設に勤務する准組合員（医師以外の従業員）、組合員・准組合員の世帯員（家族）が被保険者になります。

組合は、組合運営の様々な業務を執行する「理事会」、予算・決算や重要事項を議決する「組合会」、事業内容・決算等を管理監督する「監査」と、大きく3つの機関で構成されています。それぞれの機関がその機能を発揮し牽制し合うことにより、適正かつ円滑な組合運営に努めています。

被保険者数 (令和4年3月末日現在)	
総数	4,247人
組合員	813人
准組合員	1,897人
世帯員	1,537人
第2種組合員数	127人
(後期高齢者医療保険の被保険者 75歳以上の医師)	



組合会議員

令和4年6月に、各都市医師会において実施された選挙で選出された組合会議員です。
任期は令和4年7月から令和6年6月までとなります。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

No.	医師会	氏名	No.	医師会	氏名	No.	医師会	氏名
○ 1	水戸市	笠野 哲夫	12	ひたちなか市	遊座 文郎	◎ 23	つくば市	江原 孝郎
2	水戸市	田口 雅一	13	那珂	河野 史尊	24	つくば市	小倉 正徳
3	水戸市	安達 忠治	14	水郡	岩佐 秀一	25	稲敷	畑川 裕哉
4	水戸市	早船 徳子	15	多賀	高林 良文	26	古河市	田中 信一
5	県央	谷口 恭亮	16	土浦市	宮崎 三弘	27	結城市	宮田 彰
6	笠間市	根本 賢	17	土浦市	塚田 智雄	28	真壁	中嶋 正明
7	鹿島	中野 博司	18	土浦市	友常 孝則	29	真壁	平島 康嗣
8	水郷	根本 公夫	19	石岡市	太田 仁	30	きぬ	柴 康彦
9	日立市	大山 眞	20	龍ヶ崎市	菊地 達之	31	猿島郡	村田 靖
10	日立市	佐々木 栄一	21	取手市	海老原 聡	32	牛久市	小池 右
11	常陸太田市	谷下田 敏夫	22	取手市	塩澤 史隆			

(注) 議席番号欄外の◎印は議長、
○印は副議長

組合理事・監事

令和4年7月9日に実施した、第142回組合会において選出された組合役員です。令和6年度に実施される、令和5年度決算関係組合会が終了するまでが任期となります。組合の管理・運営をよろしくお願いいたします。

〈理事会〉

職名	氏名	担当業務研究事項	定例審議決定事項担当
理事長	松崎 信夫	総括	総括
副理事長	小原 芳道	総括(副務)、保健事業、 法令遵守(コンプライアンス)	総括(副務)
常務理事	河内 重人	総務、事業計画・予算	庶務関係、事業状況報告、 資格得喪
理事	陶 緒平	保険料	出産育児一時金、葬祭費、 死亡弔慰金
理事	俣野 重雄	保険給付	傷病手当金・傷病見舞金
理事	本多 教章	広報	
理事	佐々木 明		療養費
理事	石井 完治		高額療養費

〈監査〉

職名	氏名
監事	手島 研作
監事	飯田 幸弘

2022 医師国保トピックス

●特定保健指導の実施機関として「茨城県栄養士会」が新たに加わりました。

今年度から、茨城県栄養士会が当組合の特定保健指導の実施機関になりました。管理栄養士が生活習慣を見直すサポートをします。ぜひご活用ください。【▶特定健診・特定保健指導の詳細は13ページ】
1年に一度、特定健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は保健指導を受けましょう！

●令和4年度関東甲信越ブロック医師国民健康保険組合連絡協議会が開催されました。

令和4年6月4日(土)につくば市において、関東甲信越ブロック10都県の組合役職員の方々約60名を集め、令和4年度関東甲信越ブロック医師国民健康保険組合連絡協議会が開催されました。

この連絡協議会は、関東甲信越ブロックの組合の情報共有と連携を目的に持ち回りで開催しています。今回は、コロナ禍で3年ぶりの開催となりました。

近年の超高額薬剤による高額医療費の発生は、組合の存続にも影響を与えかねないことから、高額医療費問題を取り上げ、この問題に造詣が深い日医総合政策研究機構の村上正泰先生をお招きし、ご講演をいただきました。



主催者挨拶に立つ松崎理事長

●全国医師国民健康保険組合連合会（全医連）第60回全体協議会が開催されました。

令和4年10月7日(金)に水戸市において、全国の医師国保組合役職員の方々、松本吉郎日本医師会長、鈴木邦彦茨城県医師会長、大井川和彦茨城県知事、羽生田俊参議院議員、自見はなこ参議院議員をはじめとするご来賓の方々など、総勢約350名が集い、3年ぶりとなる全医連第60回全体協議会が開催されました。

この全体協議会では、定率国庫補助の削減・廃止の断念、高額医療費への国の対応と国民皆保険制度の堅持などを求めた国、関係諸機関への要望書を採択しました。

また、基調講演として、全医連の国保問題検討委員会の篠原委員長から、医師国保が抱える①超高額薬剤による高額医療費問題、②組合員（被保険者）の減少、③遡増する高齢者医療制度等への拠出金、④所得の高い国保組合に対する定率国庫補助の削減・廃止といった4つの課題の解決に向けた検討状況が報告されました。

このほか、特別講演として、開催地・水戸に因み、茨城県立歴史館特任研究員の永井博先生をお招きし、「水戸学がめざしたものー徳川斉昭から慶喜へー」と題するご講演をいただきました。



全体協議会に先駆けて行われた代表者会



主催者挨拶に立つ全医連・近藤会長

2 資格の取得・喪失・変更等について

1 加入資格 / 資格の取得について

茨城県医師国民健康保険組合には、第1種組合員、第2種組合員、准組合員および世帯員があり、加入する際には以下の条件を満たす必要があります。

組合員 (医師)	第1種組合員	茨城県医師会会員で、県内で医療または福祉の事業や業務に従事する医師
	第2種組合員 (75歳以上の医師)	上記のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者の組合員
准組合員 (従業員)		組合員である医師が開設者または管理者である医療機関や福祉施設に勤務する者
世帯員 (家族)		組合員および准組合員と同じ世帯に属する者（住民票が同じであること） ※学生は組合員と住所が別であっても在学証明書を添付して申請することで加入可能

なお、以下に該当する場合は、組合員になることはできません。

- 健康保険、船員保険および共済保険の被保険者である本人または被扶養者
- 生活保護法の適用を受けている世帯

【資格取得の際にご提出いただくもの】

- 「国民健康保険被保険者資格取得申請届（書）」【様式第1】
- 「住民票謄本」*（加入される方のマイナンバーの記載があるもの）
- 准組合員の方の場合は、「准組合員資格取得申請届（書）」【様式第2の(2)】を記入のうえ、こちらについても、加入される方のマイナンバー入りの住民票謄本と「念書」を添付して、ご提出ください。

* 「住民票謄本」とは、世帯全員（家族全員）が記載されている、住民票の写しのこと。

2 資格喪失について

組合員、准組合員およびその世帯員は、以下の場合に資格喪失します。

- 組合員が医療・福祉の事業または業務に従事しなくなったとき、または茨城県医師会の会員でなくなったとき
- 准組合員が勤務先を退職したとき
- 死亡したとき
- 健康保険、船員保険および共済保険の被保険者になったとき
- 必要な届出や保険料の納入を怠るなどの理由により組合から除名されたとき

【資格喪失の際にご提出いただくもの】

- 組合員世帯は「国民健康保険被保険者資格喪失申請届（書）」【様式第1】
- 准組合員世帯は「准組合員資格喪失申請届（書）」【様式第2の(2)】
- 被保険者証（保険証）の返却

◎Point：資格喪失日は、退職日の翌日

（死亡等により資格を喪失した場合は、亡くなった日（死亡日）の翌日が資格喪失日となります。）

3 資格変更について

婚姻や転居などにより、氏名・住所等の変更があった際は、被保険者証（保険証）の変更が必要となるため、組合へ申請を行ってください。

【資格変更の際にご提出いただくもの】

- ・組合員世帯は「国民健康保険被保険者資格変更申請届（書）」【様式第1】
准組合員世帯は「准組合員資格変更申請届（書）」【様式第2の(2)】
- ・住民票謄本（変更後の氏名・住所のもの）
- ・変更前の被保険者証（保険証）の返却

4 資格に関する届出等について

組合員、准組合員および世帯員の資格取得、資格喪失、その他被保険者の資格に関する届出等は、組合の定める様式により、組合員が14日以内に行ってください。申請は、郵便等で受け付けています。

各申請書については、組合ホームページからダウンロードしていただくか、または組合までお問い合わせください。

〈組合ホームページからのダウンロード方法〉

- ①茨城県医師国民健康保険組合ホームページ → <https://www.ibaikokuho.jp/dl/>
- ②ホーム画面内の **各種様式ダウンロード** をクリック
- ③各申請用紙（PDFファイル）をダウンロードできる画面が表示されますので、必要な様式をダウンロードし、A4サイズにプリントアウトしてご利用ください。

組合員および組合員の世帯員はこちらの様式 

「No.01 国民健康保険被保険者資格（取得・喪失・変更）届書記入例含む。」【様式第1】

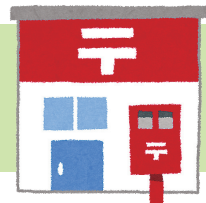
准組合員および准組合員の世帯員はこちらの様式 

「No.02 准組合員資格（取得・喪失・変更）申請（届）書記入例含む。」【様式第2の(2)】

- ④申請書等をご記入いただき、その他 添付書類と一緒に当組合までご送付ください。

【送付先】

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489
茨城県医師国民健康保険組合



〈組合へのお問い合わせ〉

TEL：029-241-6645（FAX：029-244-4101）

平日9時～17時（お昼12時～13時を除く。）



- *お電話でお問い合わせいただく際は、お手数ですが上記時間内にお掛けいただきますようお願いいたします。

5 適用事業所の健康保険適用除外承認申請について

ホームページから様式をダウンロードしていただく場合は、「No.03 適用除外承認申請書」をご利用ください。

●社会保険の適用事業所になった場合の手続きについて

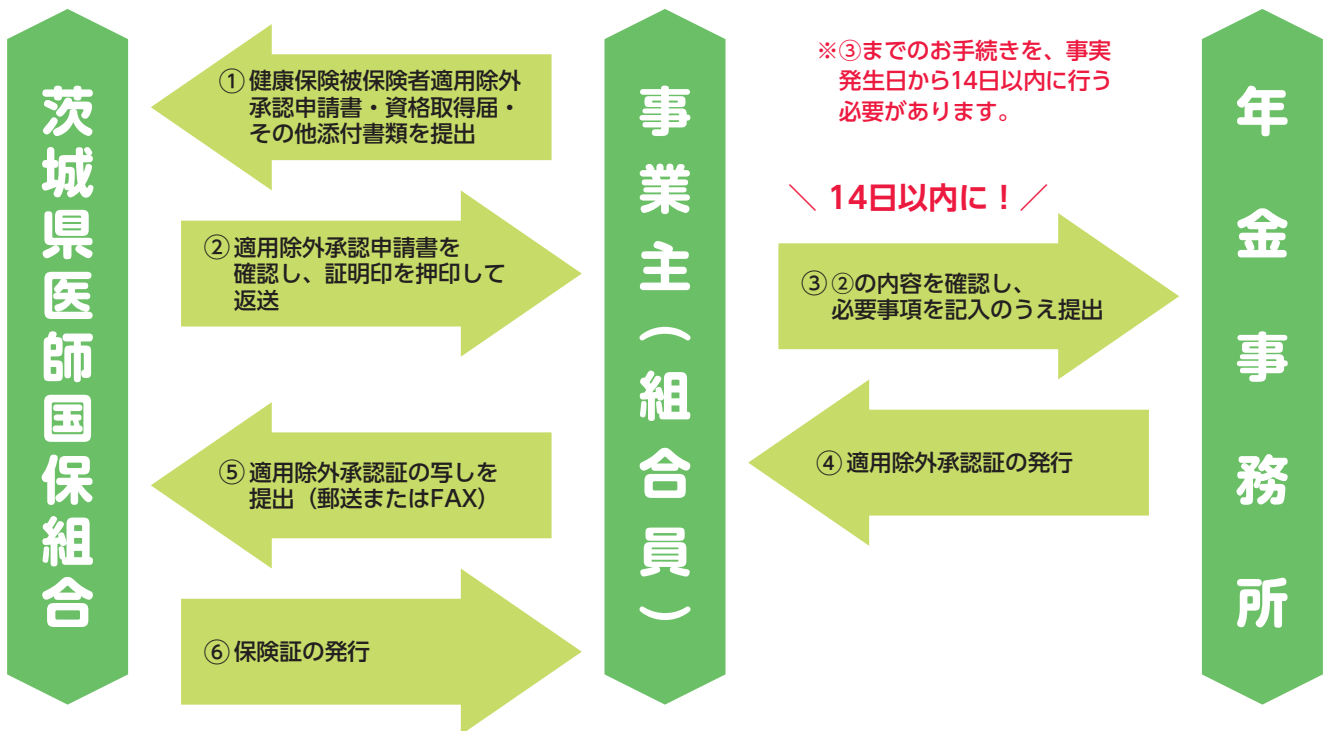
事業所が法人化した場合や、常勤の従業員が常時5人以上となった場合は、社会保険（健康保険および厚生年金）が適用されますので、本来、医師国保に加入することはできません。任意で社会保険適用となった場合も同様です。

しかし、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事業所に提出し承認を得ることによって、健康保険の適用が除外され、医師国保に加入・継続することができます。

⚠ 適用事業所で、適用除外の手続きを行わず社会保険（健康保険および厚生年金）に加入した事業所が、後から適用除外の承認を受けることはできませんので、ご注意ください。

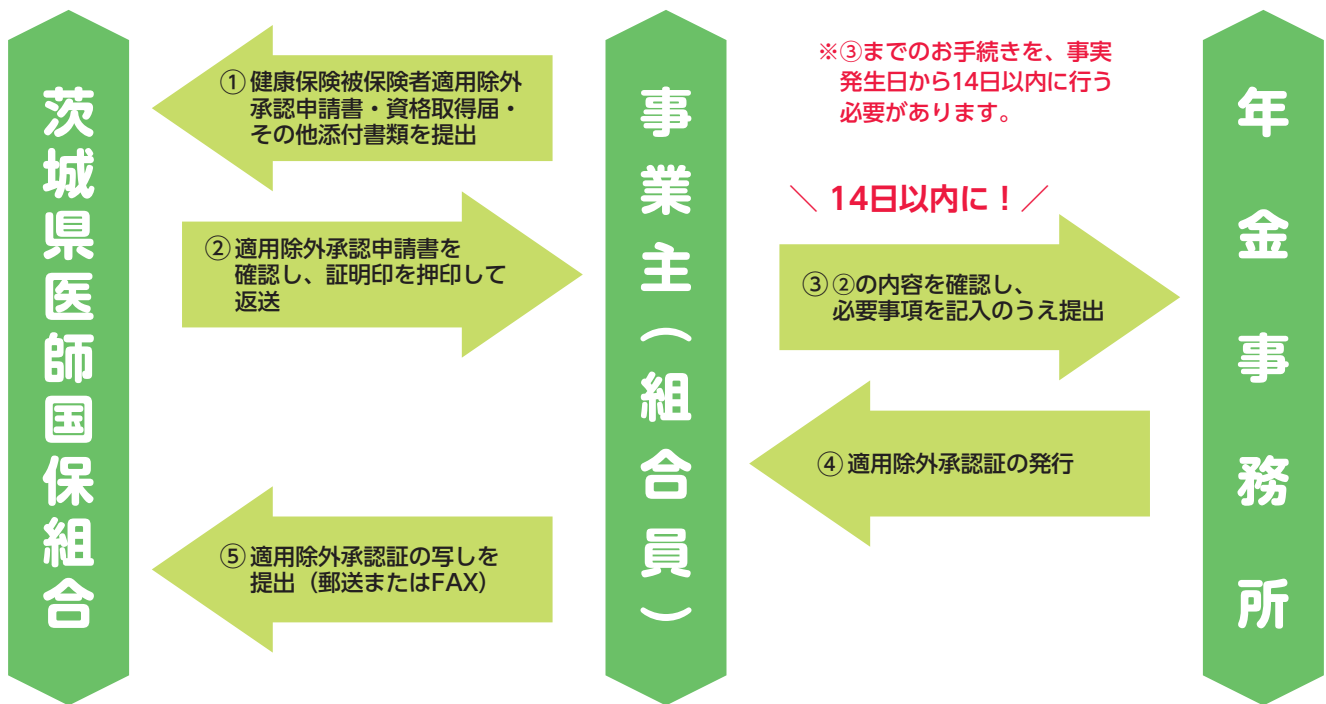
●適用除外承認申請の流れ

〈従業員の新規加入の場合〉



- ①「適用除外承認申請書」・「資格取得申請届（書）」・「その他の添付書類」を当組合までご送付ください。
- ②当組合で資格要件等を確認後、「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。
- ③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。
※その他必要書類については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。
- ④年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。
- ⑤「適用除外承認証」の写しを、当組合までFAXまたはご送付ください。
- ⑥被保険者証（保険証）を発行します。なお、適用除外の承認年月日が、当組合の資格取得日となります。

〈法人化などで従業員の新規加入がない場合〉



- ①「適用除外承認申請書」・「事業所各種変更届」・「預金口座振替依頼書」等を当組合までご送付ください。
- ②当組合で「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。
- ③「適用除外承認申請書」を※**その他必要書類**と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。
※**その他必要書類**については、管轄の年金事務所にお問い合わせください。
- ④年金事務所から「**健康保険適用除外承認証**」が発行されます。
- ⑤「適用除外承認証」の写しを、当組合までFAXまたはご送付ください。

●注意事項

適用事業所となった場合、年金事務所に「健康保険適用除外承認申請書」と「厚生年金資格取得届」の提出が必要となりますが、それぞれ申請期限が異なりますのでご注意ください。

「適用除外承認申請書」は事実の発生した日から14日以内、「厚生年金資格取得届」は5日以内の提出となります。

【適用事業所について】

事業所や従業員の意思に関係なく、法律により健康保険および厚生年金への加入が定められている事業所を「強制適用事業所」といいます。（法人の事業所、または常時5人以上の従業員を雇用する事業所。）

また、強制適用事業所とならない事業所でも、従業員の半数以上が同意し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は「任意適用事業所」になることができます。

ただし、個人事業所の事業主は、健康保険および厚生年金に加入することはできません。

3 保険料

1 保険料の徴収について

保険料は、資格取得日の属する月から発生し、資格喪失日の属する月は徴収しません。

また、保険料には日割り計算はありませんので、月の途中で加入・喪失した場合でも月割りで計算します。

例) 資格取得日が4月15日の場合は、4月分の保険料から徴収します。

資格喪失日が4月15日の場合は、4月分の保険料は徴収しません。

2 保険料の種別

- (1) 医療給付費分 …………… 0歳から74歳までの方が対象
- (2) 後期高齢者支援金分 …………… 0歳から74歳までの方が対象
- (3) 介護納付金分 …………… 40歳から64歳までの方が対象
- (4) 第2種組合員分 …………… 75歳以上の医師の方が対象

3 令和4年度1人当たりの月額保険料

区 分				医 療 給 付 費 分	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	介 護 納 付 金 分	月 額 合 計	0歳～39歳の方と65歳以上の方はこちらの保険料
第1種組合員所得割	前々年課税標準所得額	A	0円～200万円未満	0	0	0	0	0
		B	200万円～400万円未満	1,000	1,000	1,000	3,000	2,000
		C	400万円～600万円未満	8,000	2,500	2,500	13,000	10,500
		D	600万円～800万円未満	16,000	3,000	3,000	22,000	19,000
		E	800万円～1,000万円未満	28,500	8,500	8,500	45,500	37,000
		F	1,000万円～1,500万円未満	29,000	8,500	8,500	46,000	37,500
		G	1,500万円～2,000万円未満	30,500	8,500	8,500	47,500	39,000
		H	2,000万円～3,000万円未満	31,500	8,500	9,000	49,000	40,000
		I	3,000万円以上	32,000	9,000	9,500	50,500	41,000
第1種組合員均等割(開設者医師)				17,000	4,000	5,500	26,500	21,000
第2種組合員均等割(75歳以上の医師)				5,000	-	-	5,000	5,000
准組合員均等割(従業員)				12,500	4,000	4,500	21,000	16,500
世帯員均等割(家族)				7,500	3,000	2,500	13,000	10,500

1. 第1種組合員の方は、左の表の所得割と均等割の月額合計がその月の保険料となります。
2. 介護保険料(介護納付金)は、介護第2号該当者の方(40歳～64歳の方)については医師国保で徴収します。65歳以上の方については、年金からの天引き等によって居住地の市町村に納付することになります。なお、1日生まれの方は、誕生月の前の月から保険料が変更となります。
3. 介護第2号該当者の方(40歳～64歳の方)以外は、このうち介護納付金分を除いた額が月額保険料となります。***こちらの方については、左の表の黄色い枠の部分をご確認ください。**
4. 新たに加わった組合員(第1種組合員が2名以上いる、同一同居世帯の勤務医組合員を除く。)の当該年度内の第1種組合員所得割は、左の表のF区分が適用されます。なお、次年度からの保険料については、前々年度の課税標準総所得額から算出されます。
5. 同一同居世帯の第1種勤務医組合員の所得割については、左の表のA区分が適用されます。(主組合員の前々年課税標準総所得額と第1種勤務医組合員の前々年課税標準総所得額を合算して、主組合員に賦課されるため。)
6. 世帯員均等割は、加入する人数に乗じた額となります。

4 保険料の納入

第1種組合員、第2種組合員とその世帯員の保険料は、毎月20日(土日祝日の場合は、金融機関の翌営業日)に、組合員の指定口座からの自動引き落としとなります。

准組合員とその世帯員の保険料については、医療機関の開設者(主組合員)の口座から併せて引き落としになります。

また、医師国保に新たに加わった場合や、法人化等で医療機関の開設者(主組合員)が変更となった場合などは、保険料の引き落とし口座を組合に申請していただく必要がございますので、下記書類のご提出をお願いいたします。

提出していただく書類 **No.16 預金口座振替依頼書**

当組合ホームページからダウンロード可能です。

※ なお、口座の登録が完了するまでは請求書を送付いたしますので、お手数ですが、お振込みをお願いいたします。

5 保険料に関するお知らせ

毎年1月から12月までに納付していただいた保険料の「国民健康保険料納付済証明書」を、領収書の代わりとして翌年1月に送付しております。保険料納付済証明書は、確定申告の際などにお使いください。ただし、保険料の滞納がある場合には「国民健康保険料納入証明書」を送付いたします。



4 保険給付について

茨城県医師国保組合では、当組合に加入する被保険者に対して、下記のとおり保険給付を行っています。

注) 当組合では自家診療（自己の所属する医療機関における医師、従業員およびその家族の診療）については、療養の給付を行わないことになっておりますのでご了承ください。（院外処方も含みます）

こんなとき	給付の内容	給付の名称								
●医療機関にかかるとき	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担</td> </tr> <tr> <td colspan="2">義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担</td> </tr> <tr> <td>70歳から</td> <td>一般所得者は窓口で2割を負担</td> </tr> <tr> <td>74歳までの方</td> <td>現役並み所得者は窓口で3割負担</td> </tr> </table>	義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担		義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担		70歳から	一般所得者は窓口で2割を負担	74歳までの方	現役並み所得者は窓口で3割負担	療養給付
義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担										
義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担										
70歳から	一般所得者は窓口で2割を負担									
74歳までの方	現役並み所得者は窓口で3割負担									
<ul style="list-style-type: none"> ●保険証を忘れた場合や、外出先での急病など、やむを得ない事情で自費扱いとなったとき ●柔道整復師の施術 ●医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具の作成 ●医師が必要と認めた、あんま・はり・きゅう・マッサージの施術 ●海外渡航中にやむを得ず医療機関にかかったとき 	治療費の全額を支払い、後日当組合に申請することにより払い戻し(自己負担分を差し引いた保険給付費分を現金で支給)を受けることができます。	療養費								
●医療費の自己負担が高額になったとき	同じ保険医療機関で1か月(月の初めから終わりまで)に支払った一部負担金が、自己負担限度額(国民健康保険法で定めた計算式により算出した額)を超えた場合に支給します。	高額療養費								
●世帯内での医療と介護の自己負担が高額になったとき	同一世帯内で、同じ月に介護保険受給者がいる場合に、高額療養費の算定単位で、医療と介護の自己負担(いずれも高額療養費等の支給があった場合はその額を除く。)を合算し、一定の基準(介護合算算定基準額)を超える場合には、超えた額を医療保険と介護保険の各保険者から支給します。	高額介護合算療養費								
●訪問看護ステーションから訪問看護を受けたとき	療養の給付における自己負担と同額です。残りの費用は組合が負担します。	訪問看護療養費								
●医師の指示で医療機関に移送されたとき	医師の指示により、一時的・緊急的な必要があつて移送された場合の費用を負担します。	移送費								
●出産したとき	被保険者の出産に対し、1子につき42万円を支給します。 * 出産した被保険者の方には、育児情報誌「月刊・赤ちゃんと!」を1年間配布します。	出産育児一時金								

こんなときに	給付の内容	給付の名称
●死亡したとき	<p>1) 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭費を支給します。</p> <p>第1種組合員 30万円</p> <p>※6か月以上被保険者である第1種組合員が、発病または負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭費加算金として10万円を加算して支給します。</p> <p>准組合員および世帯員 10万円</p> <p>2) 第2種組合員が死亡したときは、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭見舞金を支給します。</p> <p>第2種組合員 30万円</p> <p>(後期高齢者広域連合が同様の給付を行うときは、その給付相当分を減額します。)</p> <p>※6か月以上(第1種組合員からの継続を含む)第2種組合員が発病または負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭見舞金加算金として10万円を支給します。</p> <p>3) 第1種組合員および第2種組合員の世帯員である配偶者もしくは直系尊属が死亡したとき。</p> <p>※死亡前60日以内に療養給付等を受けなかった場合には、その者の主たる遺族に対し、死亡弔慰金20万円を支給します。</p>	<p>葬 祭 費</p> <p>葬 祭 見 舞 金</p> <p>死 亡 弔 慰 金</p>
●療養や介護サービスを受けるために医業に従事することができなかつたとき	<p>第1種組合員が療養や介護サービスを受けるために、15日以上医業に従事することができなかつたときに支給します。</p> <p>1日に付き8,000円</p> <p>※支給を始めた日から起算して360日を限度とする。</p>	傷病手当金
●第2種組合員・組合員の世帯員である父母・配偶者が療養のため入院加療したとき	<p>療養のために15日以上入院加療したときに支給します。</p> <p>(入院を要する病状にもかかわらず、特別な事情により居宅療養した場合も含みます。)</p> <p>1日に付き2,000円</p> <p>※支給を始めた日から起算して120日を限度とする。ただし、同一疾病は90日が限度。</p>	傷病見舞金
●准組合員が療養のため入院加療したとき	<p>療養のために15日以上入院加療したときに支給します。</p> <p>1日に付き2,000円</p> <p>※支給を始めた日から起算して120日を限度とする。ただし、同一疾病は90日が限度。</p>	傷病見舞金
●新型コロナウイルス感染症に感染し労務に服することができなかつたとき	<p>給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができず、給与等の支払いを受けられなかつたときに支給します。</p> <p>支給額 = 1日当たりの支給対象額 (※1) × 2 / 3 × 支給対象となる日数</p> <p>※1 直近の継続した3か月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 (日額30,887円(令和2年3月現在)を限度とする。)</p> <p>※2 労災保険の対象となる場合は支給の対象外。</p>	特別傷病手当金
●インフルエンザワクチンを接種したとき	<p>補助額 年度内1人1回限り 2,000円</p> <p>※市町村から補助を受けられる被保険者を除く。</p>	インフルエンザ ワクチン 接種補助
●新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するため、無症状の被保険者に対し、自院でPCR検査を行ったとき	<p>補助額 年度内1人1回限り 5,000円</p>	PCR検査に 係る自家 検査費用補助

5 保健事業について

1 健康診断および特定健康診査等について

茨城県医師国保組合では、健康診断費用を助成しています。健康診断の目的は、病気の発見、治療だけではなく、自分の身体をよく知ることや身体からの危険信号をキャッチすることで、病気の早期発見や生活習慣病の予防を行うことにあります。また、健康診断と併せて、生活習慣病の予防・改善のための「特定健康診査・特定保健指導」も実施しています。ぜひご利用ください。

1) 健康診断受診対象

- (1) 一日人間ドック受診対象者
 - ① 組合員と組合員の配偶者および第2種組合員
 - ② 40歳から74歳までの准組合員（年度途中に加入した方および40歳になる方は除く。）
- (2) 特定健康診査のみ対象者
40歳から74歳までの家族（組合員の配偶者は除く。）

2) 特定健康診査受診対象

40歳から74歳までの被保険者で、令和4年3月31日時点で加入している方です。対象者には受診券を発行いたします。年度途中に加入した方および40歳になる方、また資格喪失した方は対象外となります。
※年度途中に75歳になる方は、75歳の誕生日までの期間が対象となります。

3) 受診健診機関

	健診機関	簡易人間ドック	特定健康診査	特定保健指導		健診機関	簡易人間ドック	特定健康診査	特定保健指導
A	県医師会特定健診等登録健診機関	×	○	×	L	土浦協同病院	○	○	○
B	茨城県メディカルセンター	○	○	○	M	龍ヶ崎済生会総合健診センター	○	○	○
C	つくば総合健診センター	○	○	○	N	小山記念病院健康管理センター	○	○	○
D	日立メディカルセンター	○	○	○	O	水戸協同病院	○	○	×
E	取手北相馬保健医療センター医師会病院	○	○	○	P	高萩協同病院	○	○	○
F	きぬ医師会病院	○	○	×	Q	JAとりで総合医療センター	○	○	○
G	霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	○	○	○	R	茨城西南医療センター病院	○	○	○
H	白十字総合病院健診センター	○	○	○	S	なめがた地域医療センター	○	○	×
I	城西総合健診センター	○	○	○	T	石岡共立病院(R4年度から)	○	○	×
J	友愛記念病院総合健診センター	○	○	○	U	筑波大学附属病院	○	○	○
K	結城病院	○	○	×	V	茨城県栄養士会((注4)参照)	×	×	○

- (注1) A：茨城県医師会特定健康診査実施医療機関で受診する場合は、実施医療機関を茨城県医師会のホームページ (<https://www.ibaraki.med.or.jp/>) で確認のうえ、受診してください。
- (注2) A～Uの健診機関では、原則として一日人間ドック（特定健康診査の項目が全て含まれているため）が実施されます。
- (注3) 特定健康診査または特定保健指導のみを受診される方は、上記健診機関で実施の有無を確認のうえ、受診してください。
- (注4) 今年度からVの茨城県栄養士会では、上表の特定保健指導が×印の健診機関で特定健康診査を行い、特定保健指導に該当した場合、希望により実施できます。

4) 組合員・配偶者の受診方法

通常の「健診」を希望する方は、各自、3) 受診健診機関へ予約してください。

「日曜健診」を希望する方は、3) のBの健診機関：茨城県メディカルセンター（年3回実施）での受診になります。

受診の際は、組合から送付する特定健康診査・簡易人間ドック受診券と、被保険者証を健診機関に提出してください。

5) 准組合員の受診方法

各自で、3) 受診健診機関へ予約し、特定健康診査・簡易人間ドック受診券と被保険者証を併せて健診機関に提出し受診してください。なお、准組合員の方につきましては、日曜健診は受けられません。

6) 助成限度額と自己負担額

【助成限度額】

区 分	助成限度額	年 齢 制 限
組合員とその配偶者および第2種組合員	45,000円	なし
准組合員	30,000円	40歳から74歳までの方

【自己負担額】

1 簡易人間ドックおよび 特定健康診査受診該当者	組合員およびその配偶者 45,000円を超える費用部分
	40歳以上の准組合員 30,000円を超える費用部分
2 特定健康診査のみの受診該当者	自己負担なし
3 特定保健指導受診該当者	自己負担なし（令和4年度から）

7) 健診機関への組合負担分費用の支払い

3) のB～Uの健診機関への組合負担限度分費用については、組合から健診機関へ直接支払います。

組合負担分を支払った場合は、その領収書を添えて組合へ請求してください。（健診機関から組合へ直接請求も可）

8) 事業主健診等のデータ提出について

労働安全衛生法に基づく事業主健診等が実施された場合は、特定健診の全部または一部を行ったものとみなされますので、雇用主等は「事業主健診データ」のコピーと下記請求書を組合までご提出ください。その際に、1人につき、2,000円を手数料としてお支払いいたします。

提出していただく書類 **No.14 特定健康診査に係る情報提供手数料補助請求書【様式第1】**

当組合ホームページからダウンロード可能です。

9) 留意点

組合員とその家族、准組合員とその家族の方で、特定健診等受診対象者は、県医師会の特定健診等登録健診機関として登録された組合員の健診機関で受診・指導を受けることができますが、組合員である医師が自分で自分の健診・保健指導を行うことはできません。



6 茨城県医師国民健康保険組合Q&A

医師国保組合の被保険者の皆様から、お問い合わせが多いものをQ&A形式でまとめました。申請に関するお手続きや保険給付の内容について、何かわからないことがあった場合などに、ぜひご活用ください。



茨城県医師
国民健康保険組合
〒310-0852
茨城県水戸市笠原町489
TEL:029-241-6645
FAX:029-244-4101

組合概要

Home >> 各種様式ダウンロード

こちらからダウンロードが出来ます。
すべてPDFファイルで掲載していますので、ダウンロード後、A4サイズにプリントアウトしてご利用下さい。

各申請用紙

- [No.01 国民健康保険被保険者資格（取得・喪失・変更）届書 記入例含む。](#)
- [No.02 准組合員資格（取得・喪失・変更）申請（届）書 記入例含む。](#)
- [No.03 適用除外承認申請書](#)
- [No.04 国民健康保険被保険者証交付申請書\(紛失届\)](#)
- [No.05 限度額適用認定申請書\(令和4年8月版\)](#)
- [No.06 療養費支給申請書\(診療費等\)・療養費請求書](#)
- [No.07 療養費支給申請書\(治療用器具\)・療養費請求書](#)
- [No.08 国民健康保険出産育児一時金請求書](#)
- [No.09 国民健康保険葬祭費請求書](#)
- [No.10 傷病手当金請求書](#)

【申請書類について】

申請に必要な書類は、茨城県医師国民健康保険組合ホームページ (<https://www.ibaikokuho.jp/dl/>) の各種様式ダウンロードよりダウンロードできますので、そちらをA4サイズにプリントアウトしてご利用ください。

1 資格取得について

➡ 本冊子5ページ【2資格の取得・喪失・変更等について】の①加入資格 / 資格の取得についても併せてご覧ください。

Q 組合員と准組合員はどう違うのですか？

A 組合員は、茨城県医師会の会員であり、県内で医療または福祉の事業や業務に従事する医師の方です。准組合員は、組合員に雇用されている医師を除く従業員の方です。

Q 第1種組合員と第2種組合員はどう違うのですか？

A 第1種組合員は75歳未満の医師である被保険者のことです。第2種組合員は75歳以上の医師で、医師国保組合に籍を残している後期高齢者医療制度の被保険者のことです。

Q 市町村国保と医師国保は、どのように違いますか？

A 基本的に、保険給付については市町村国保と同じです。ただし、保険料は異なります。市町村国保の保険料については、直接市町村国保の窓口へお問い合わせください。また、当組合では健康診断費用補助等の保健事業や、独自の付加給付などを行っております。

Q 診療所を開設し茨城県医師会にも入会しました。医師国保に加入したいのですが、どうしたらよいですか？

A 「No.01 国民健康保険被保険者資格取得届（書）」【様式第1】（ホームページより様式ダウンロード可）へ必要事項を記入のうえ、加入される方のマイナンバーの記載がある住民票謄本*を添付して、組合までご送付ください。

* 「住民票謄本」とは、世帯全員（家族全員）が記載されている、住民票の写しのことです。

Q 家族の加入要件を教えてください。

A 収入に関係なく、医師を除く同一世帯の方（住民票謄本で確認）です。ただし、社会保険加入者を除きます。

Q 妻が専従者として自分の診療所から給与を得ていますが、自分の家族として医師国保に加入することはできますか？

A 加入できます。所得の有無に関係なく、住民票上同一世帯であれば、世帯員（家族）として加入することができます。

Q 別の住所に住んでいる家族を、自分の家族として医師国保に加入させることはできますか？

A 加入させることはできません。組合員と同一世帯の方が被保険者の範囲となりますので、たとえ税法上の扶養家族となっても、住民票が同一世帯でないと加入できません。

Q 子供が学生です。住民票を移しているのですが、家族として医師国保に加入継続することはできますか？

A 学生（独身者）については、別の住所にあっても同一世帯として加入継続できます。その際は、在学証明書、居住地の住民票謄本を組合までご送付ください。

Q 従業員（准組合員）の加入要件を教えてください。

A 組合員に雇用されている医師以外の方です。常勤、非常勤は問いません。

「No.02 准組合員資格取得申請届（書）」【様式第2の(2)】と「念書」（ホームページより様式ダウンロード可）へ必要事項を記入のうえ、住民票謄本（加入される方のマイナンバーの記載があるもの）を組合までご送付ください。

2 資格喪失について

➡ 本冊子5ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の②資格喪失についても併せてご覧ください。

Q 従業員（准組合員）が退職するときの手続きを教えてください。

A 「No.02 准組合員資格喪失申請届（書）」【様式第2の(2)】へ記入のうえ、被保険者証（保険証）を添付し、14日以内に組合までご送付ください。

喪失手続き完了後、「離脱証明書」を発行し、医療機関宛に送付いたします。送られてきた離脱証明書は、事業主の組合員より退職者の方へお渡しください。なお、資格喪失日は退職日の翌日です。

● 「離脱証明書」について

「離脱証明書」とは、「医師国保を抜けた、という、資格喪失証明書のことです。
医師国保を抜けて、次の保険に加入する際に必要となります。

Q 高齢のため、開業していた診療所を閉院することにしましたが、医師国保に残ることはできますか？

A 診療所閉院と同時に茨城県医師会も退会する場合は、加入条件から外れるため、資格喪失となります。引き続き茨城県医師会の会員で、医療または福祉の事業や業務に従事する場合は、医師国保に残ることができます。

3 資格変更について

➡ 本冊子6ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の
③資格変更についても併せてご覧ください。

Q 婚姻等により姓が変わる、または引っ越しをして住所が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A 医師とその家族の場合は、「No.01 国民健康保険被保険者資格変更申請届(書)」【様式第1】、従業員とその家族の場合は、「No.02 准組合員資格変更申請(届)書」【様式第2の(2)】(どちらもホームページより様式ダウンロード可)へ記入のうえ、新しい住所および氏名の住民票謄本、変更前の被保険者証(保険証)を併せて組合までご送付ください。
なお、変更後の被保険者証(保険証)は、医療機関宛に送付いたします。

Q 現在、従業員を社会保険に加入させていますが、医師国保に変更することはできますか？

A 変更することはできません。制度上社会保険が優先されますので、社会保険に加入している従業員を医師国保に移すことは、事業所の形態が変わらない限りできません。

4 適用除外承認申請について

➡ こちらについての詳細は、本冊子7ページ【2 資格の取得・喪失・変更等について】の⑤適用事業所の健康保険適用除外承認申請についても併せてご覧ください。

Q 健康保険の適用除外承認申請の際に提出する「健康保険適用除外承認申請書」は、どこでもらえますか？

A 申請書類は、当組合にございます。必要な場合はご連絡ください。
また、組合のホームページからもダウンロード可能です。

様式ダウンロード No.03 適用除外承認申請書

Q 事業所を医療法人事業所に組織変更した場合の手続きを教えてください。

A 医療法人事業所は社会保険の強制適用になりますが、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事務所に提出し、承認を得れば医師国保に残れます。

なお、医療法人事業所になってから、健康保険適用除外申請を行わないと、年金事務所から法人事業所として「健康保険者証」が送付され、医師国保を抜けていただくこととなりますので、早めにお手続きを行ってください。

Q 個人事業所で5人目の常勤従業員を雇うことになりましたが、医師国保に残ることはできますか？

A 常勤の従業員が5名以上になった場合は、通常は社会保険の強制適用となりますが、「健康保険適用除外申請書」を年金事務所に提出し、承認を得れば5名以上でも医師国保に残ることができます。

また、従業員は5名以上であるが、常勤は4名以下である場合については、社会保険の強制適用の対象とはなりませんので、非常勤であることがわかる証明書を当組合までご送付ください。

5 被保険者証（保険証）について

Q 被保険者証（保険証）の更新について教えてください。

A 当組合では、2年毎に被保険者証（保険証）を発行しております。直近、令和3年8月1日に発行しておりますので、今皆様のお手元にある保険証は、令和5年7月31日まで有効です。（※75歳になる方を除く。）また、次の更新時も、当組合から郵送いたします。

なお、資格喪失等で医師国保を抜ける際には、必ず保険証を返却してください。

Q 被保険者証（保険証）を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A はい、再発行できます。

また、紛失に限らず、破損や劣化してしまった場合なども、再発行の対象となります。再発行をご希望の方は、「国民健康保険被保険者証交付申請書（紛失届）」（ホームページより様式ダウンロード可）へ記入のうえ、組合までご送付ください。

様式ダウンロード No.04 国民健康保険被保険者証交付申請書（紛失届）【様式第1の(3)】

6 第三者行為について

Q 「第三者行為」とは、何ですか？また、第三者行為にあたる被害には、どのようなものがありますか？

A 交通事故や、他人から暴行を受けた場合、食中毒、設備等の不具合によって負傷した場合が「第三者行為」にあたります。また、第三者行為にあたる被害には、次項のようなものがあります。

- 第三者行為にあたる被害の例
 - ・ 交通事故（バイクや自転車によるものを含む。）
 - ・ 他人のペットなどによるケガ
 - ・ 不当な暴力や傷害行為によるケガ
 - ・ スキー、スノーボードなどの接触事故
 - ・ 購入食品や飲食店などでの食中毒
 - ・ 他社所有の建物での設備の欠陥などによる事故

Q 交通事故による怪我で受診します。被保険者証（保険証）は使えますか？

A 被保険者証（保険証）は使えますが、届出が必要になります。交通事故等による怪我の医療費は、原則加害者（相手側）が全額負担すべきものですので、医師国保組合が加害者に代わって一時的に立て替え、後日加害者側へ請求します。交通事故に遭った場合は、早めに当組合までご連絡ください。

Q 届出が必要となる理由はなぜですか？

A 交通事故や傷害事件など、第三者行為により怪我をしたときの治療費は、加害者が全額負担するのが原則です。被保険者証（保険証）を使って治療を受ける場合は、加害者が支払うべき治療費を医師国保が一時的に立て替えて支払うこととなります。

そこで、後日、医師国保が負担した治療費を加害者に対して請求するために「第三者行為による傷病届」等が必要となりますので、速やかにご提出ください。届出は義務付けられています。

Q 被保険者証（保険証）が使えない場合には、どのようなものがありますか？

A 被保険者証（保険証）が使えない場合の被害には、以下のようなものがあります。

- ・ 相手方から医療費に係る損害賠償を受けた場合
- ・ 業務中や通勤中の事故で、労災保険が適用される場合
- ・ 被保険者の故意の犯罪行為によって生じた傷病の場合
- ・ 被保険者の飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故の場合
- ・ 被保険者が故意に傷病を発生させた場合

7 保険給付について — 高額療養費

Q 入院し高額の治療費を支払ったのですが、申請はどのようにすればよいですか？

A 高額療養費に該当された方については、診療月から約3か月後に、高額医療費の申請書を当組合から医療機関宛に送付いたしますので、その申請書を以って申請してください。

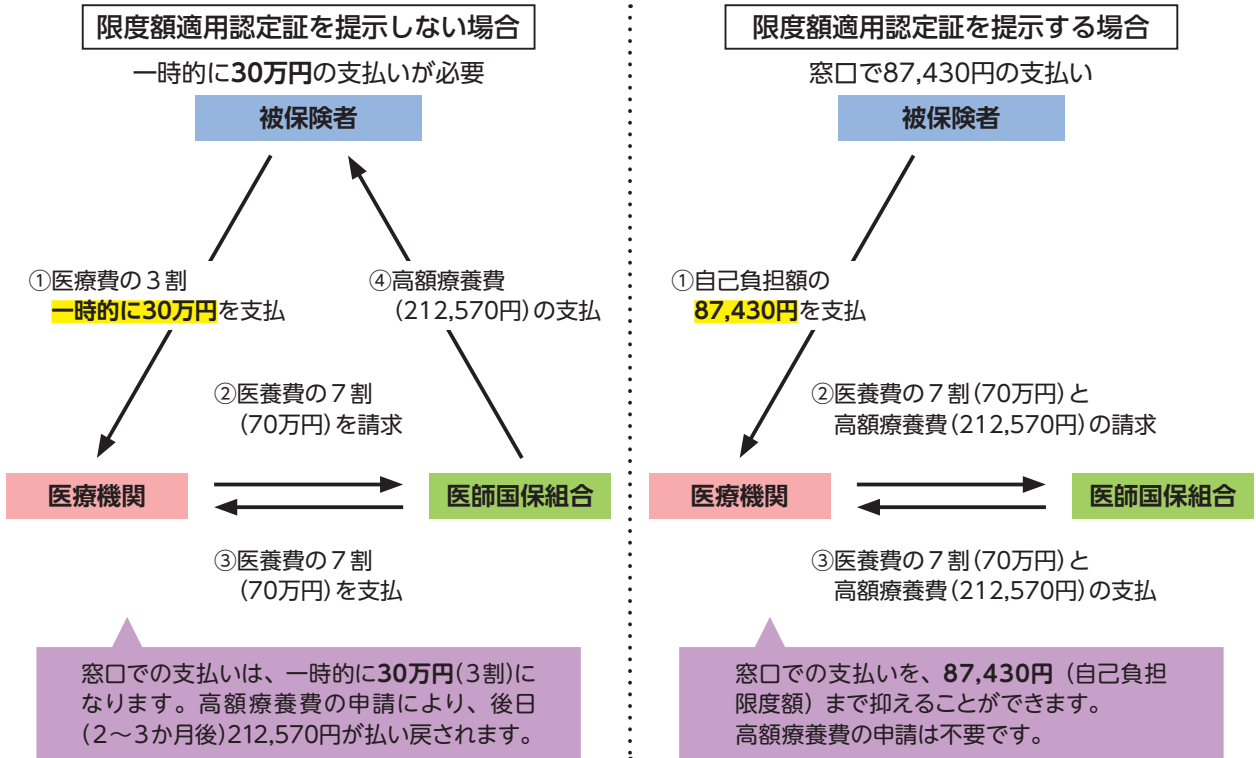
Q 限度額適用認定証の交付を受けるには、どのようにすればよいですか？

A 「限度額適用認定申請書」（ホームページよりダウンロード可）と添付書類を、組合までご送付ください。

● 「限度額適用認定証」について

「限度額適用認定証」とは、高額な医療費の支払いを抑えるために利用できる制度、および利用に必要な証となります。限度額適用認定証を事前に申請して医療機関に提示することで、窓口における医療費の支払額を自己負担限度額まで抑えることが可能です。

〈例〉 70歳未満・所得区分「ウ」(基礎控除後の所得210万円超600万円以下)
100万円の医療費で、窓口負担(3割)が30万円の場



Q 申請に添付する書類について教えてください。

A 世帯の中で医師国保に加入している方全員の所得の証明書(課税証明書・非課税証明書)が必要になります。ただし、マイナンバーによる所得判定ができる方については、添付書類の提出は不要です。
※高額療養費は、所得区分により自己負担限度額が違います。〈参考〉

〈参考〉

●70歳未満の方の場合

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)	4回目以降(多数該当)
ア	基礎控除後の所得901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(月額)	140,100円
イ	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(月額)	93,000円
ウ	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(月額)	44,400円
エ	基礎控除後の所得210万円以下	57,600円(月額)	44,400円
オ	低所得(住民税非課税)	35,400円(月額)	24,600円

●70歳から74歳までの方の場合

所得要件	自己負担限度額(月額)		4回目以降
	外来 (個人ごとに計算)	世帯単位 (入院と外来があった場合)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(月額)		140,100円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円~690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(月額)		93,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円~380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(月額)		44,400円
一般(145万円未満)	18,000円[年間上限14.4万円]	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得Ⅰ		15,000円	—

8 保険給付について — 療養費

Q 病院に行きましたが、保険証が手元になかったため、全額(10割)支払いました。払い戻しを受けることはできますか？

A 急病・旅行中・資格取得の手続き中など、やむを得ない事情により保険証を提示できず、自費で診療を受けた場合、組合に申請をすれば、一部負担割合に応じた自己負担相当額を差し引いた額が療養費として払い戻されます。

申請には、「国民健康保険療養費支給申請書(診療費等)」、「国民健康保険療養費請求書」、「診療報酬明細書」、「領収書(原本)」等が必要になります。

様式ダウンロード [No.06 国民健康保険療養費支給申請書\(診療費等\)・療養費請求書](#)
【様式第18】 【様式第22】

Q 整形外科で治療に必要な補装具等(コルセット)を作成し、その代金を組合に請求できると聞いたのですが、どのような手続きをすればよいですか？

A 医師の指示でコルセットなどを作成し購入した場合は、「国民健康保険療養費支給申請書(治療用装具)」と「国民健康保険療養費請求書」へ記入のうえ、「医師の証明書(作成指示書や同意書)」と「領収書(原本)」を添付し、組合までご送付ください。

様式ダウンロード [No.07 国民健康保険療養費支給申請書\(治療用装具\)・療養費請求書](#)
【様式第18のB】 【様式第22】

Q 子供が弱視で、治療用眼鏡を装着することになりました。療養費を請求できますか？

A はい、請求できます。
ただし、9歳未満で、弱視、斜視、先天性白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズに限ります。

申請する際は、「国民健康保険療養費支給申請書（治療用装具）」と「国民健康保険療養費請求書」へ記入のうえ、「疾病名・度数が記載された処方箋（保険医による治療用眼鏡等の作成指示書）（処方日から2年以内のもの）」と「眼鏡作成業者に支払った分の領収書（原本）」を添付し、組合までご送付ください。

様式ダウンロード

No.07 国民健康保険療養費支給申請書（治療用装具）・療養費請求書
【様式第18のB】 【様式第22】

9 保険給付について — 出産育児一時金

Q 出産を予定しています。免除されるものや給付されるものはありますか？

A 免除されるものではありません。保険料については、産休・育休中も変わらず納付いただいております。給付されるものには、出産後に出産育児一時金があります。社会保険等とは異なり、医師国保には出産手当金はありませんのでご注意ください。

Q 出産育児一時金の支給条件を教えてください。

A 出産日に被保険者資格を有していることが条件となります（妊娠85日以上の上流産、死産を含む）。なお、医師国保に加入する前の保険が、社会保険の本人で1年以上の資格があり、退職後半年以内に出産された場合は、社会保険から支給されます。しかし、社会保険に出産育児一時金を受け取る意思表示をしなかった場合には、医師国保から支給します。その際は、社会保険から出産育児一時金を受け取っていない旨を証明する書類が必要となりますので、ご注意ください。

Q 出産育児一時金の申請について教えてください。

A 申請には、①「直接支払制度を利用して医療機関等が申請」②「受取代理制度を利用して医療機関等が申請」③「被保険者が直接申請」の3通りの方法があります。

①「直接支払制度」と②「受取代理制度」は、その制度を導入している医療機関等でご利用いただけます。制度の導入は、1医療機関一つに限り、どちらも導入していない医療機関等もあります。その制度を利用するかは被保険者が選択することになります。

様式ダウンロード

No.08 国民健康保険出産育児一時金請求書【様式第23】

Q 出産育児一時金の産科医療保障制度について教えてください。

A 産科医療保障とは医療機関等が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をされ、万一分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもとご家族の経済的負担を保障するものです。

※在胎週数22週以降の分娩（死産を含む）が対象となります。

10 保険給付について — 葬祭費

Q 組合員が死亡した際、遺族が受けられる給付について教えてください。

A 組合員の先生が亡くなられた場合、医師国保組合が組合独自で行っている給付については、以下のようなものがあります。

1. 葬祭費

被保険者が死亡した際は、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭費を支給する。

【第1種組合員：30万円／准組合員および世帯員：10万円】

(※6か月以上、被保険者である第1種組合員が、発病または負傷した日から14日以内に死亡した場合は、葬祭費加算金として10万円を加算して支給。)

様式ダウンロード [No.09 国民健康保険葬祭費請求書【様式第24】](#)

2. 葬祭見舞金

第2種組合員が死亡した際は、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭見舞金を支給する。

【第2種組合員：30万円】

(※ただし、後期高齢者広域連合から支給される5万円を除く。)

(※6か月以上(第1種組合員からの継続を含む。)被保険者である第2種組合員が発病または負傷した日から14日以内に死亡した場合は、葬祭見舞金加算金として10万円を加算して支給。)

提出していただく書類 [葬祭見舞金請求書](#)

3. 死亡弔慰金

第1種組合員、第1種および第2種組合員の世帯員である配偶者もしくは直系尊属が死亡した際、下記の要件を満たしていた場合にのみ、その者の主たる遺族に対し、次の死亡弔慰金を支給する。

【死亡した者が、死亡前60日以内に療養給付等を受けていなかった場合：20万円】

提出していただく書類 [死亡弔慰金請求書](#)

Q 組合員本人が死亡した場合、口座名義人は誰の口座を記入したらよいですか？

A 葬祭を行った方の口座番号を記入してください。葬祭を行った方であれば、本人との扶養、生計維持、同一世帯等の関係は問いません。

11 保険給付について — 傷病手当金・傷病見舞金

Q 傷病手当金について教えてください。

A 第1種組合員が疾病、負傷のため15日以上業務に従事できなかった場合に支給されます。

【日額8,000円、3年間に360日限度／同一疾病360日限度】

様式ダウンロード [No.10 傷病手当金請求書【様式第25】](#)

Q 傷病見舞金について教えてください。

A 第2種組合員と組合員の配偶者、組合員の父母が15日以上入院した場合に支給されます。
やむを得ず居宅医療となった場合も該当となります。

【入院日額2,000円／120日（同一疾病90日）限度】

准組合員は、15日以上入院した場合に支給されます。

【入院日額2,000円／120日（同一疾病90日）限度】

様式ダウンロード [No.11 傷病見舞金請求書【様式第25の\(1\)】](#)

12 保険給付について — 特別傷病手当金

Q 特別傷病手当金について教えてください。

A 事業所から給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状で感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができなかった期間について、給与等の支払いがない場合に、特別傷病手当金を支給します。

Q どのような方が支給対象者ですか？

A 事業所から給与等の支払いを受けている、組合員である勤務医、准組合員（従業員）、給与の支払いを受けている世帯員（家族）が支給対象者です。

ただし、事業主および第2種組合員（75歳以上）、労災保険の対象となる場合等は、支給の対象外となります。

Q 支給対象となる日はいつからですか？

A 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過したのち、4日目以降も休んでいて給与等が支払われなかった場合、4日目からが支給対象日となります。

様式ダウンロード [No.12 特別傷病手当金支給申請書【様式第1～3】](#)

13 保険給付について — インフルエンザワクチン接種補助

Q どのような方が補助対象者ですか？

A 全被保険者が補助対象となります。【年度内1人1回限り 2,000円】

ただし、市町村から補助を受ける被保険者は対象外となります。

提出していただく書類 [No.15 インフルエンザワクチン接種補助請求書【様式第1】](#)
※被接種者の「問診票写し」(自院で接種した場合)を添付してください。
「領収書」(他院で接種した場合)を添付してください。

14 保険給付について — PCR検査に係る自家検査費用補助金交付申請

Q PCR検査に係る自家検査費用補助金交付申請について教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するため、無症状の被保険者に対し自院で実施したPCR検査費用の一部について、年度内1人1回に限り5,000円を補助します。

Q どのような方が補助対象者ですか？

A 検体採取日に被保険者の資格を有する方で、無症状の方、自院で検査された方が対象となります。ただし、発熱等の新型コロナウイルス感染疑いの症状がある方や、濃厚接触者に該当すると思われる方は対象外となります。

様式ダウンロード

No.13 PCR検査に係る自家検査費用補助金交付申請書【様式第1】

※検査機関での「検査結果の写し」を添付してください。

15 保健事業について — 健康診断および特定健康診査

Q 受診券はどのように送られてきますか？

A 毎年4月上旬に、受診対象の方（該当年度までに組合に加入した40歳～74歳までの方）へ送付いたします。

ただし、組合員の配偶者、准組合員の受診券につきましては、事業主である組合員の医療機関ごとにまとめて送付いたしますので、事業主の組合員より該当者へお渡しください。

（注）該当年度の途中での加入者および途中到達者は除きます。

Q 受診券を紛失してしまいました。再交付はできますか？また、その際に手続きは必要ですか？

A はい、再交付できます。お手続きは不要ですので、再交付をご希望の方は組合までご連絡ください。

Q 40歳未満の准組合員ですが、健康診断等を受ける際、補助はありますか？

A 40歳未満の方への健康診断等の補助はありません。

16 後期高齢者医療制度について

Q 「後期高齢者医療広域連合」とは、どのような機構なのですか？

A 「後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」とする）は、後期高齢者医療の事務を行うために、都道府県ごとに区域内の全ての市区町村が加入して設立された地方公共団体です。75歳以上の方への被保険者証（保険証）の発行や保険料の決定、疾病や負傷等に関する保険給付を行います。従って、医師国保組合に加入する75歳以上の方は全員「広域連合」の被保険者として加入することになります。

Q 「広域連合」の被保険者にならなくてもよいのですか？

A 医師国保組合に被保険者として残ることはできないため、75歳以上の方は、全員「広域連合」の被保険者にならなければなりません。
ただし、75歳以上の方でも、希望により「第2種組合員」（被保険者でない組合員）として医師国保に残ることができます。

Q 「第2種組合員制度」（被保険者でない組合員）とは、どのような性格のものですか？また、医師国保に残った場合、どのようなメリットがありますか？

A 「第2種組合員制度」というのは、名目上の組合員ということで医師国保に籍を残す制度です。この制度の主なメリットは、第2種組合員の（開設する）医療機関に属する75歳未満の組合員（勤務医）・従業員・家族が、引き続き医師国保に残ることができる点です。なお、「第2種組合員」の給付については、保険証を使用しない給付（⇒任意給付*）を受けることができます。

*任意給付とは、傷病見舞金や人間ドック費用補助等の保険証を使用しない給付のことです。

Q 「第2種組合員」（被保険者でない組合員）として残りたい場合は、どのような手続きをすればよいのですか？

A 75歳を迎える年の誕生日1か月前に希望調査を行っております。残りたい場合は「第2種組合員希望」と変更届出をいただければ、そのまま継続して「第2種組合員」（被保険者でない組合員）として医師国保に残ることができます。

また、残るとした場合、その医療機関に属する75歳未満の組合員（勤務医）・従業員・家族の方につきましては、特に必要なお手続きはございません。

Q 75歳未満で障害認定を受けていますが、「広域連合」に移行するのですか？

A 希望により、移行が可能です。65歳以上75歳未満の方で、広域連合から一定の障害があると認定を受けた場合は、認定日から広域連合に加入できます。

Q 75歳になった日から「広域連合」に移行するのですか？その場合、何か手続きが必要ですか？

A はい、移行します。お手続き等については「広域連合」から案内が届きますので、そちらに従ってお手続きを行ってください。

Q 今回、医師国保組合に残るため「第2種組合員」となりましたが、その後、抜けることはできますか？

A はい、可能です。いつでも、希望したときに抜けることができます。



\ 詳しいことはホームページまたは組合までお問い合わせください /

茨城県医師国民健康保険組合

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489

TEL 029-241-6645 FAX 029-244-4101

E-mail office@ibaikokuho.jp

URL <https://www.ibaikokuho.jp>

茨城県医師国保組合

検索

令和5年2月発行